

医療法人徳洲会介護老人保健施設いちいの杜 入所利用約款

(約款の目的)

第1条 医療法人徳洲会介護老人保健施設いちいの杜（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月7日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難等の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他の不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

3 個人情報の保護に関しては、施設内に掲示してある医療法人社団弘樹会「個人情報保護方針」及び介護老人保健施設いちいの杜「個人情報の利用目的」に従うものとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙や管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設いちいの杜・重要事項説明書
(令和5年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人徳洲会介護老人保健施設いちいの杜
- ・開設年月日 令和5年4月1日
- ・所在地 東京都昭島市武蔵野三丁目5番63号
- ・電話番号 042-500-0151 FAX番号 042-500-1533
- ・管理者名 西大條 文一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1354080028号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設いちいの杜の運営方針]

介護老人保健施設は在宅療養の延長線上にあるという考えから、入所者の自立を支援し、早期に家庭への復帰を目指すことを目標とし、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結び付きを重視して運営していく。

- 1 寝たきり高齢者をなくすよう取り組む。
- 2 QOLの向上と入所者にあった看護・介護を提供する。
- 3 在宅での生活を支援するため通所リハビリテーションを提供する。
- 4 地域の保健、医療、福祉との連携を深める。
- 5 24時間対応できる在宅支援体制を併設する。
- 6 在宅療養を支える家族の支援を実施する。

(3) 施設の職員体制

区分	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1			日常的な医学的対応
看護職員	9	3	1	投薬・検温・血圧測定等の医療行為
薬剤師	1			調剤・服薬指導
介護職員	25	10	4	施設サービス計画等に基づく介護等
支援相談員	3			利用者・家族の相談等の対応
理学療法士	2			リハビリテーションプログラム 作成・機能訓練指導
作業療法士	2			
言語聴覚士	1			
管理栄養士	1			献立作成・栄養指導・食事管理
介護支援専門員	1.5			利用者の介護サービス計画原案 作成・要介護認定の申請手続き等
事務職員	5	2		事務一般

- (4) 入所定員等 ・定員 100名(うち認知症専門棟 50名)
・療養室 個室 12室、2人室 4室、4人室 20室
(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 7時30分～8時30分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います。)
- ⑧ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス(原則第2・第4水曜日に実施します。)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
 - ・住所 昭島市松原町3丁目1-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
 - ・住所 昭島市松原町3丁目1-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、原則として午前10時から午後7時までとする。
(日曜日、祝日は午前9時から午後6時まで)
- ・外出・外泊は、施設長の許可を受けた場合のみ認める。
- ・飲酒は行事食の場合のみとし、喫煙は全面的に禁止する。
- ・火気の取り扱いは、禁止する。
- ・設備・備品の利用は、施設長の許可を受けた場合のみ認める。
- ・所持品の持ち込みは最低限のものに限定し、備品の持ち込みは禁止する。
- ・金銭・貴重品の管理は、小銭を除き、原則として禁止する。
- ・外泊時等の施設外での受診は、施設長の許可を受けた場合のみ認める。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、ガス漏れ
 警報器、火災報知設備、放送設備、避難器具、誘導灯
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話042-500-0151)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階事務室受付窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

(令和 6 年 1 0 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師及び看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ・施設利用料（利用料金は、介護度・所得により異なります。以下は1ヶ月（30日）当たりの施設利用料自己負担分です。）

※加算型

<負担割合：1割>

介護度	3 階			2 階
	一般棟：個室	一般棟：		認知症専門棟
		多床室(2人)	多床室(4人)	
1	25,043円	27,447円		29,850円
2	26,498円	29,028円		31,431円
3	28,553円	31,083円		33,486円
4	30,292円	32,759円		35,162円
5	31,842円	34,371円		36,774円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I

在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること。

*料金は1割負担とした場合で計算しておりますが、所得によって負担割合が変わります。介護保険負担割合証をご参照下さい。

＊初期加算：入所後３０日の間、上記施設利用料に下記の料金が加算されます。

初期加算	(Ⅰ) の場合	63 円
〃	(Ⅱ)	31 円

＊入所後３ヶ月以内に短期・集中的なリハビリテーションを行った場合に上記施設利用料に下記の料金が加算されます。

短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ) の場合	272 円
〃	(Ⅱ)	211 円

＊認知症の方に入所後３ヶ月以内に短期・集中的なリハビリテーションを行った場合に上記施設利用料に下記の料金が加算されます。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ) の場合	253 円
〃	(Ⅱ)	127 円

＊リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅱ）：１月あたり

- ・入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、35円が加算されます。

＊安全対策体制加算：上記施設利用料に1回限り 21 円が加算されます。

＊新興感染症等施設療養費

- ・厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日252円を算定します。
- ＊現時点において指定されている感染症はありません。

＊高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：1月あたり 5 円

- ・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に上記施設利用料に5円が加算されます。

＊協力医療機関連携加算：1月あたり

- ・協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に上記施設利用料に加算されます。

協力医療機関連携加算1	令和7年3月31日まで	105円
	令和7年4月1日以降	53円
協力医療機関連携加算2		5円

＊科学的介護推進加算：質の高い情報の収集・分析を行い、厚生労働省に提出を行った場合に上記施設利用料に夏季の料金が加算されます。

科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) の場合	42 円
〃	(Ⅱ)	63 円

＊入所前後訪問指導加算

- ・入所前３０日以内又は入所後７日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設計画を作成した場合は、上記施設利用料に474円が加算されます。

＊退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①試行的退所時指導の場合	422 円
②退所時情報提供（Ⅰ）の場合	527 円
〃（Ⅱ）	263 円
③栄養情報提供の場合	73 円
④入退所前連携(Ⅰ)の場合	633 円
〃（Ⅱ）	422 円
⑤訪問看護指示の場合	317 円

＊外泊された場合には、外泊初日と外泊最終日以外は上記施設利用料に代えて381円が加算されます。（月に6日を限度）

＊緊急時施設療養加算：1日あたり（月に3日を限度）

・緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に上記施設利用料に545円が加算されます。

＊所定疾患施設療養費Ⅱ：1日あたり（月に10日を限度）

・肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する利用者に対して、投薬、検査、処置等を行った場合に上記施設利用料に505円が加算されます。

＊療養食加算：1回あたり

・糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、貧血食、膵臓病食等の提供を行う時に上記施設利用料に6円が加算されます。

＊経口移行加算：1日あたり

・経管により食事を摂取する入所者について経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合上記施設利用料に29円が加算されます。

＊経口維持加算：1月あたり

・経口により食事を摂取する入所者について著しい誤嚥が認められた方に口腔維持計画を作成し、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行う場合に対して421円
食事の観察、会議に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合
に対して105円が上記施設利用料に加算されます。

＊褥瘡マネジメント加算：1月あたり

入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対して月に13円が加算されます。

＊口腔衛生管理加算：1月あたり

（Ⅰ）次のいずれにも適合する場合、94円が上記施設利用料に加算されます。

- （1）歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理にかかる計画が作成されていること。
- （2）歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。
- （3）歯科衛生士が、（1）における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、ぐたう的な技術助言及び指導を行うこと。
- （4）歯科衛生士が、（1）における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

（Ⅱ）次のいずれにも適合する場合、115円が上記施設利用料に加算されます。

- （1）（Ⅰ）（1）から（4）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （2）入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働大臣に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

＊排せつ支援加算

・排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の間により、入所者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成、支援計画に基づく排せつ支援の実施、支援内容の評価とその結果を踏まえた支援評価の見直しといったサイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算されます。

排せつ支援（Ⅰ）の場合	11 円
排せつ支援（Ⅱ）の場合	16 円
排せつ支援（Ⅲ）の場合	21 円

＊若年性認知症加算：1月あたり

- ・65歳未満で、認知症の診断を受けている入所者には上記施設利用料に126円が加算されます。

＊認知症専門ケア加算：1日あたり

- ・専門的な認知症介護を行った場合において、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置している場合は3円が、認知症介護指導者研修終了者を配置している場合は3円が上記施設利用料に加算されます。

＊認知症症状・心理症状緊急対応加算：1日あたり

- ・認知症症状・心理症状により、在宅での生活が困難であると医師が判断した利用者を緊急的に受け入れた場合に、7日間に限り上記施設利用料に210円が加算されます。

＊ターミナルケア加算：1日あたり

- ・当施設においてターミナルケアを行った場合に、死亡日に対して2,002円を、死亡日以前2～3日に対して939円を、死亡日以前4～30日に対して168円を、死亡以前31～45日に対して75円が上記施設利用料に加算されます

＊夜勤職員配置加算：1日あたり

- ・夜勤を行う職員の数が、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合は、25円が上記施設利用料に加算されます。

＊サービス提供体制強化加算：1日あたり

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上の場合、もしくは介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上である場合23円が、介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上の場合は18円が、介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の場合、もしくは看・介護職員の総数のうち常勤職員が75%以上の場合、もしくは直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上が30%以上の場合は勤続年数7年以上が30%以上の場合は6円が上記施設利用料に加算されます。

＊介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（R6年6月より）

- ・基本報酬に、処遇改善加算、ベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に7.5%を乗じて算出致します。

※実際の請求時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

(2) その他の料金

①食 費 1, 880円／日

(ただし、食費について負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

②居住費(療養室の利用料)／1日*

・従来型個室(個室：特別室)	1, 640円
・従来型個室(個室)	1, 640円
・多床室(2人部屋)	650円
・多床室(4人部屋)	650円

(ただし、居住費について負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記①「食費」および②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額については、別添資料(利用者負担説明等)をご覧ください。

③入所者が選定する特別な療養室料／1日

・特別室	3, 410円
・個 室	3, 300円
・2人室	2, 200円

*個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④ 日常生活品費／1日 ドリンクバー 150円

Aタイプ	281円
Bタイプ	341円
Cタイプ	649円
Dタイプ	710円

⑤ 教養娯楽費／1回	Aクラブ	100円
	Bクラブ	150円

⑥理美容代 実費

(3) 支払い方法

- ・毎月8日までに前月分の請求書を発行し、26日に自動引き落とし致しますので、前日までにお手続きをされた口座までご入金をお願い致します。
- ・尚、領収書は翌月の請求書に同封させて頂きます。

令和6年10月1日改正

<別紙3>

個人情報利用目的

(令和5年4月1日現在)

介護老人保健施設いちいの杜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設いちいの杜を入所利用するにあたり、医療法人徳洲会介護老人保健施設いちいの杜入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設いちいの杜
管 理 者 西大條 文一 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項の緊急時及び11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

診療情報の提供に関する同意書

介護老人保健施設 いちいの杜 殿

私儀、この度、介護老人保健施設いちいの杜のサービスを利用するにあたり、下記の事項について、必要な個人情報について、以下のように用いることに同意します。

記

- 1 利用者に医療上、緊急の必要がある場合に医療機関に利用者に関する心身の状況等の情報を提供する事並びにそれに不随して家族連絡先などについての情報を提供すること。
- 2 施設サービス計画作成にあたり必要な、要介護認定あるいは要支援認定に関する情報等（主治医意見書・訪問認定調査結果）について事業所が、自治体及び関連機関に開示請求し、その資料を用いること。
- 3 介護支援専門員の主催するサービス担当者会議、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、利用者及びその家族の個人情報を用いること。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

(代理人) 氏名 印

(利用者との関係)

介護老人保健施設いちいの杜の職員は、業務の中で知り得た利用者の個人情報について以上の項目以外の目的で第三者に漏らすことなく、守秘義務を守ります。

医療法人徳洲会

介護老人保健施設いちいの杜

施設長 西 大 條 文 一 印

同意書

介護老人保健施設いちいの杜入所にあたり、下記事項に違反した場合、退所することに関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

記

1. 施設内での飲酒、外出・外泊した際飲酒しての帰設も含む。
2. 施設内での喫煙及びマッチ、ライターなどの火気の持ち込みも不可。
3. 入所者同士とのトラブル、暴力、傷害等を起こした場合。

令和 年 月 日

介護老人保健施設 いちいの杜
相談員 印

介護老人保健施設 いちいの杜
施設長 西大條 文一 殿

<利用者>

住所

氏名 _____ 印 _____

<保証人>

住所

氏名 _____ 印 _____

続柄